

一般社団法人全日本合唱連盟音楽資料室に関する規定

(趣旨)

第1条 この規定は、広く一般社団法人全日本合唱連盟音楽資料室（以下「資料室」という。）の組織および運営に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 資料室は、広く国内外の合唱音楽関係資料および一般社団法人全日本合唱連盟（以下「本連盟」という。）における事業上必要な資料（以下、「資料室資料」という。）を収集・管理し、資料的研究を行い、本連盟事業の遂行に資するとともに、一般の利用に供する事を目的とする。

(事業)

第3条 資料室は、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1) 合唱音楽に関する資料の収集・管理と公開
- (2) 合唱音楽資料に関する啓蒙事業
- (3) その他資料室の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 資料室に館長、司書及びその他の職員を置く。

- 2 館長は、本連盟理事長とする。
- 3 館長は、資料室の管理及び運営を統轄する。
- 4 司書及びその他の職員は、第2条に掲げる目的を達成するための事務に従事する。

(名誉館長)

第5条 資料室に名誉館長を置くことができる。名誉館長は、本連盟理事会の議を経て推戴する。

(委員会)

第6条 資料室の運営に関する事項および館長の諮問を審議するため、音楽資料室委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は館長・本連盟役員・有識者等をもって構成する。
- 3 委員は、本連盟理事会が選出、理事長がこれを委嘱し、任期を2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員長は、理事長がこれを委嘱する。
- 5 委員会に付議すべき事項は、次のとおりとする。

- ①資料室運営に関する事項
- ②その他資料室に関し本連盟理事会および館長が諮問する事項

(資料室資料の範囲)

第7条 資料室資料の範囲は原則的に次のとおりとする。

- (1) 楽譜
- (2) 図書 ①参考図書 ②音楽書 ③その他
- (3) 逐次刊行物
- (4) 視聴覚資料 ①LPレコード ②カセットテープ ③CD ④VHSビデオテープ ⑤DVD
- (5) 特殊資料 ①演奏会プログラム ②本連盟に関する歴史的資料

(資料室資料の収集・管理)

第8条 前条で定めた資料室資料の収集は、購入及び受贈等による。

- 2 資料室資料の収集方針・管理に関し、必要な事項は別に細則を定める。

(資料室の利用)

第9条 資料室の利用は次の方法で行う。

- (1) 館内閲覧および視聴
 - (2) 館外貸出（当連盟加盟学校合唱部・学校図書館対象のCD貸出し）
- 2 資料室の利用に関し、必要な事項は別に細則を定める。

(運営細則)

第10条 資料室の運営に必要な事項は、別に細則を定める。

(規定の改廃)

第11条 この規定の改廃は本連盟理事会の出席者の過半数の賛成による議決をもって行う。

附則

この規定は、2017年5月19日から施行する。